

## 「よこはま夢ファンド～横浜市市民活動推進基金～」 税制上の優遇措置について

このたびは、「よこはま夢ファンド」に御寄附のお申込みをいただきまして、誠にありがとうございます。

「よこはま夢ファンド」への御寄附は、ふるさと納税制度を活用しており、地方公共団体への寄附に該当するため、税制上の優遇措置が受けられます。

税制上の優遇措置を受けるためには、ふるさと納税ワンストップ特例制度の活用、もしくは、所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

ワンストップ特例制度の対象となる方は、

- ・給与所得のみの方など、確定申告又は住民税の申告を必要としない方
- ・1年間に行う寄附の寄附先団体の数が5団体以内である方

です。詳しくは、添付しました「寄附金税額控除申告特例申請書 記載例(ふるさと納税ワンストップ特例)」の2ページ目を参照してください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を活用される場合は「1 ふるさと納税ワンストップ特例制度を活用する場合」を、ご自身で確定申告をされる場合は「2 確定申告を行う場合」をご確認ください。

### 1 ふるさと納税ワンストップ特例制度を活用する場合

令和2年1月1日から令和2年12月31日までに御寄付をされた方で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を希望される場合は、インターネットでの入金手続を済ませた後に、令和3年1月10日（日）必着にて、記入した「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と「個人番号確認資料（コピー）」を提出してください。

#### ※注意点

申請書を提出した後に、所得税の確定申告または住民税申告を行った場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請が無かったもの（無効）として取り扱われます。そのため、申請書を提出済みであっても、医療費控除等の控除の追加など、確定申告又は住民税申告の必要性が生じた場合は、必ず当該寄附の寄附金控除を含めて申告してください。

#### (1)提出書類について

##### (ア)「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」

- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」は添付ファイルを印刷してください。御自宅にプリンターが無い等の理由により、添付ファイルを印刷できない場合は、その旨、御連絡ください。
- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」には、必ず個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

##### (イ)個人番号確認資料（コピー）

(次ページあり)

個人番号確認資料（コピー）は、本人確認（番号確認及び身元確認）を行うための資料です。

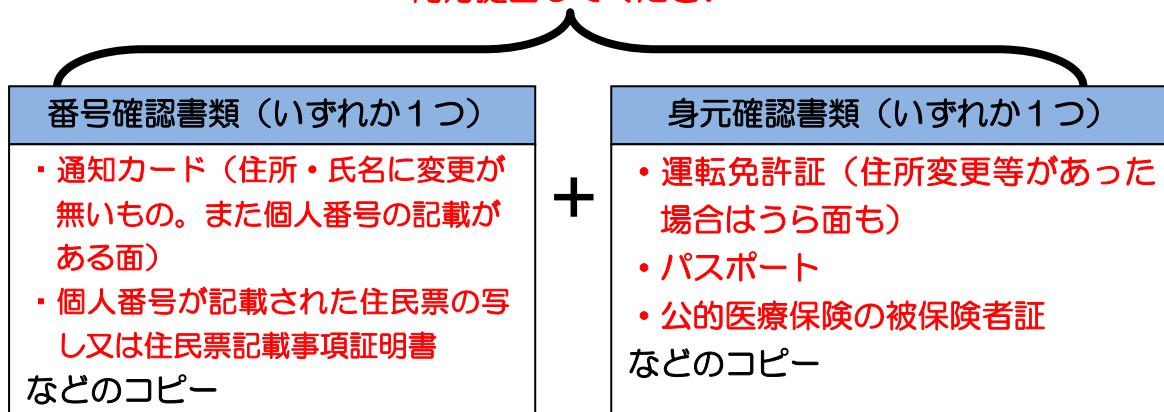
①マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

マイナンバーカード（個人番号カード）の両面（おもて面とうら面）をそれぞれコピーしたものを提出してください。

②マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

「番号確認書類」と「身元確認書類」をそれぞれ提出してください。

両方提出してください



(2)提出書類の宛先

〒231-0005

横浜市中区本町 6-50-10

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当

(3)その他

- ・令和3年2月頃に横浜市から、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の下部にあります「特例申請書受付書」を送付します。
- ・特例申請書を提出した後に住所等に変更があった場合は、令和3年1月10日(日)までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請書事項変更届出書」を提出してください。（様式は担当までお問い合わせください。）

**2 確定申告を行う場合**

横浜市側で寄附の入金を確認出来次第、「寄附金受領証明書」をお送りします。ご自身で確定申告を行う場合は、この「寄附金受領証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

**3 お問い合わせ先**

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当

TEL. 045-671-4734

FAX. 045-223-2032

EMAIL. [sh-fund@city.yokohama.jp](mailto:sh-fund@city.yokohama.jp)

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名 印
	個人番号
電話番号	性別 男 女
	生年月日 明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住所	受付日付印
氏名 殿	

受付団体名	
-------	--

**「寄附金税額控除申告特例申請書」記入例（ふるさと納税ワンストップ特例）**  
 下記2.①②の両方に該当する方は、この申請書を提出することによって税の控除を受けることができます。

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 2 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 2 年 7 月 1 日 横浜市 長	管理番号	フリガナ ヨコハマ タロウ
住所 〒 230-0017 横浜市中区港町1-1	個人番号	横浜 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">様</span>
電話番号 045-671-21●●	性別	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 男 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">男</span> 女 1・3・25

翌年1月1日の住所地(予定)を記入してください。申請後に変更があった場合は、下記(注1)の変更届出書の提出が必要です。

必ず押印をお願いします。

通知カードに記載されている個人番号を記入してください。

申請内容について確認が必要になる場合があります。必ず連絡がつく番号を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）を記載してください。  
 あなたが支出した地方税法第37条の2（以下「特例控除対象寄附金」という。）による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「特例」という。）は、下の欄に必要な事項を記載してください。  
 (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。  
 (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

お引越しをされた場合等、上記内容に変更がある場合には、翌年の1月10日までに「変更届出書」を提出してください。

申請を行ったとしても下記①②に該当しない場合には、特例の適用は受けられません。原則通り、確定申告書等を提出してください。

1. 当団体に對する寄附に関する事項  
 寄附年月日と寄附金額を記入してください。

寄附年月日 令和 2 年 6 月 20 日	寄附金額 5,000 円
--------------------------	-----------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

2.①及び②に該当する場合のみ特例の適用が可能です。詳細は次頁(※)にありますので、ご確認ください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>

該当する場合は、両方にチェックをいれてください。

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。  
 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者  
 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
 道府県民税

住所	住所
氏名	氏名

送付先: 寄附した所管課へ送付ください。  
 ※ 詳細は、各寄附メニューのページをご覧ください。申請書の提出期限は、寄付をした翌年の1月10日迄(必着)

受付団体名

※「2. 申告の特例の適用に関する事項」について（詳細）

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外に、確定申告(所得税の申告)や住民税の申告(市民税・県民税申告)をする必要がない方であることを確認するチェックボックスです。確定申告等をする必要がない方は、口に  を入れてください。

ワンストップ特例の申請ができるのは、勤務先で年末調整を行う給与所得者や、収入が年金のみの方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告以外に、確定申告(所得税の申告)や住民税の申告(市民税・県民税申告)をする必要がないと見込まれる方に限られています。

そのため、次のような条件が見込まれる方は対象とならず、寄附金控除を受けるためには原則通り、確定申告による控除手続きが必要となります。

- ・個人事業主の方や、不動産所得のある方
- ・給与所得が2千万円を超える方
- ・給与所得又は年金以外に雑所得や一時所得、譲渡所得などの所得が発生する方
- ・医療費控除など、年末調整では手続きできない控除の適用を受ける方
- ・自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける方

【留意事項】

ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告 又は 住民税申告をした場合、ワンストップ特例の申請がなかったもの(無効)として取り扱われます。

そのため、特例申請後に、医療費控除等の控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、必ず当該寄附の寄附金控除を含めて申告してください。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

ふるさと納税による寄附先団体の数が5以下であることを確認するチェックボックスです。寄附先団体が5以下の方は、口に  を入れてください。

5団体以下の地方公共団体に寄附する予定で特例申請書を提出していても、結果として6団体以上の地方公共団体に寄附をされた場合、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますので、必ず確定申告等を行ってください。

なお、同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。